

地方独立行政法人福岡市立病院機構 中期目標期間評価実施要領（案）

平成25年1月 日

地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の中期目標期間に係る業務実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人福岡市立病院機構業務実績評価の方針（平成22年11月10日決定）」に基づき、以下の要領により実施する。

1 項目別評価（大項目評価）の具体的方法

評価委員会において、各事業年度の評価結果を踏まえつつ、法人から提出された中期目標期間業務実績報告書（別紙1のとおり）を確認及び分析し、当該期間における中期目標の達成状況について、次の5段階による評価を行う。

評価S：特筆すべき達成状況にある

評価A：目標どおり達成している

評価B：おおむね目標どおり達成している

評価C：目標を十分に達成していない

評価D：目標を全く達成していない

2 全体評価の具体的方法

評価委員会において、項目別評価（大項目評価）の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

その評価にあたり、項目別の結果とともに、特筆すべき取組や今後改善を期待する取組などについて、評価結果報告書（別紙2のとおり）に記載するものとする。